

国東半島・宇佐を世界遺産に

はじめに

近年、国東半島や宇佐地域の文化遺産を世界遺産にしようとする機運が高まりつつあります。また、本年8月24日には大分県知事を会長とし、関係市長及び民間団体の代表を委員とする「宇佐・国東文化世界遺産登録推進委員会」が発足し、世界遺産登録に向けて本格的に動き出しました。ここでは世界遺産登録への現状を紹介します。

世界遺産とは何でしょう

世界遺産という言葉はよく聞きますが、実は「世界遺産条約」という条約に、日本は平成4年から締結しています。これは正式には「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」という国際条約です。その目的は、世界の文化遺産及び自然遺産を保護するために保護を図るべき遺産をリストアップし、国際的な協力及び援助の体制を確立することとなっています。これにリストアップされたのが世界遺産ということで、登録されるまでには別図のような過程があります。

これまでの経過

平成15年に世界遺産登録に向けて民間団体である「宇佐神宮・国東半島を世界遺産にする会」が発足しました。それは、「神仏習合文化」を中心としたものでした。そして、シンポジウムの開催や宇佐と国東の文化財を紹介する冊子の発行など、広く地域住民に呼びかけ、世界遺産登録に向けて運動を展開していました。

平成18年度に文化庁は世界遺産登録に向けて、暫定リストへの追加資産について、資産の所在する都道府県及び市町村からの提案書の受付を呼びかけました。大分県では今までの経過を踏まえ、大分県・国東市・中津市・宇佐市・豊後高田市・杵築市により、「宇佐・国東八幡文化遺産」の名称で提案書を提出しました。結果は惜しくも継続審議となりました。現在、本年12月末の再提出を目指して、登録推進委員会を中心に学識経験者で構成する提案書作成委員会や県・市の職員からなる作業部会が組織され、提案書の作成を急いでいるところです。

再提案の内容

前回の提案書は、神仏習合を前面に打ち出して八幡文化と六郷満山文化の重要性を訴えたものでしたが、両者の関係が分かりにくく捉えられたようです。今回は、当地域の豊富な文化財を前面に出して、これだけのものが今も変わらず人々の生活・生業と一体となって遺っている「生きている遺跡」である、ということを中心に提案することになりそうです。具体的には提案書作成委員会において、下記に沿った作成方針で①資産の特徴・価値②資産の内容③保存管理状況等を検討しているところです。

国見町の岩屋

1 提案のテーマ

宇佐・国東には、神秘的な奇岩靈峰が広がり、山間に岩窟が点在している。人々は、これらの岩窟を聖なる地と捉え、岩屋を築き、仏像や石造物を納め、信仰の対象とした。当地には、今なおそうした信仰やそれに基づく生活や生業が今も有形・無形の形で受け継がれており、「生きている遺跡」であるという特色を持つ、世界的にも稀有な地域である。

2 対象とする時代・地域

古代から中世（奈良時代～鎌倉時代）まで

国東市・中津市・宇佐市・豊後高田市・杵築市の範囲

3 資産の構成

資産はテーマに従い、岩屋、磨崖仏・石仏、名勝、宝塔・国東塔といった文化財を中心として、「宇佐神宮本殿」などの国宝、「田染荘」等の文化的景観などの物件で構成します。

よく言われることに「世界遺産に登録されたら大きな制約を受けて、（土地の開発等が）何もできなくなる。」云々です。実際には、世界遺産になったから制約を受けるのではなく、自分たちで世界遺産として残すために、制約を課す保護管理計画を提案書の中に作るのです。ただ、実態としては現在「文化財保護法」「自然公園法」等を大半が受けしており、その他の資産は「文化財保護法」の追加指定や「景観法」を設けての保護管理計画の作成になると考えられます。

おわりに

国東半島には豊かな自然とともに、有形・無形の素晴らしい文化財が残っています。それらは、宇佐神宮や六郷満山寺院の力があったため残ったのではなく、そこに住む私たちの祖先が、大事にして継承したから残っているのです。むしろ世界遺産的価値があるのは、先人より教えられ伝わるその精神とも言えます。世界遺産になることは素晴らしいことだと思いますが、それよりもそのことによって地域の人々が自分の地域に誇りをもつ、或いは自分の文化を深く知り大事にすることが大切なのではないでしょうか。

●世界遺産リスト登録までの流れ

